資料４

福島県総合計画審議会における部会の設置について

１　部会設置の趣旨

平成23年2月15日開催の福島県総合計画審議会（以下、「審議会」という。）において、福島県土地利用基本計画の改定について、福島県知事より諮問がなされた。

計画の改定に当たっては、内容の検討、取りまとめを機動的・効果的に実施するため、審議会委員で構成する部会を設置する。

２　部会の名称

部会の名称は、「土地利用基本計画改定検討部会」とする（以下、「部会」という。）。

３　部会委員の人数

部会委員の総数は、７名とする。

部会委員は、土地利用基本計画に関して専門的な審議を行う必要があることから、外部の専門家２名を特別委員として任命することとする。

４　部会の設置期間等

部会の設置期間は、福島県土地利用基本計画改定に係る答申時までとする。

なお、部会設置期間中に部会委員の改選があった場合には、あらためて会長による部会委員の指名を行うものとする。

５　部会報告の取り扱い

部会は、土地利用基本計画の改定について審議した結果を審議会に報告し、審議会はこの報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うものとする。

６　その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

第６条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。